

疎明資料の一覧(マイナンバーカード代理受取手続き)

来庁が困難である理由に応じて、次の書類（原本）の提示が必要です。

代理手続きが認められる やむを得ない理由(抜粋)	窓口で提示が必要な疎明資料 ※以下とは別に、本人確認書類が必要です	備考
75 歳以上の方	年齢が確認できる本人確認書類	※ハガキ(交付通知書)に「外出困難」と記載が必要
病気、障害がある方	療育手帳、障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証	—
中学生以下	年齢が確認できる本人確認書類	—
高校生・高専生	学生証、在学証明書	—
施設入居者 長期入院者	顔写真証明書(施設用)、 長期入院中であることを証する書類	例:入院診療計画書、 領収書、診療明細書 等
要介護・要支援認定者	顔写真証明書(ケアマネージャー用)、介護保険 被保険者証(要介護認定又は要支援認定があるもの)、認定結果通知書	—
成年被後見人 被保佐人・被補助人	代理権を証する登記事項証明書	—
妊娠している方	母子健康手帳、 受診後の妊婦健診受診券等	—
海外留学中の方	査証(ビザ)のコピー、 留学先の学生証のコピー	—
社会的参加を回避し、長期に渡 って概ね家庭にとどまり続けて いる状態の方	顔写真証明書(支援機関の職員用)、 公的な支援機関に相談していることを当該支 援機関の職員が証する書類	—

★上記の書類（疎明資料）とは別に、本人・代理人の「顔写真付き本人確認書類」も必要となりますのでご注意ください。（本人確認書類が疎明資料を兼ねる場合もあります。）

※ご不明な点等は事前に各区戸籍住民課にお問合せください。

R7（2025）年 2 月 18 日時点